

後志管内の市町村と後志総合振興局は、住民税の『特別徴収』の実施事業所の拡大に取り組んでいます。

事業主の皆さまには、法令に基づく

『特別徴収』への切り替えをお願いします。

◆ 事業主（給与支払者）には、住民税を『特別徴収』する義務があります。 ◆

給与所得者の個人の市町村住民税・道民税（一般的に「住民税」と呼ばれます。）は、原則、給与から住民税額を差し引いて、市町村に納入する「特別徴収」の方法が、法律により定められています。（地方税法第321条の4）

給与支払者は、所得税の源泉徴収と同様に、住民税額（月割額）を毎月の給与（年12回）から差し引いて、市町村に納入することになります。

1 住民税の『特別徴収』とは？

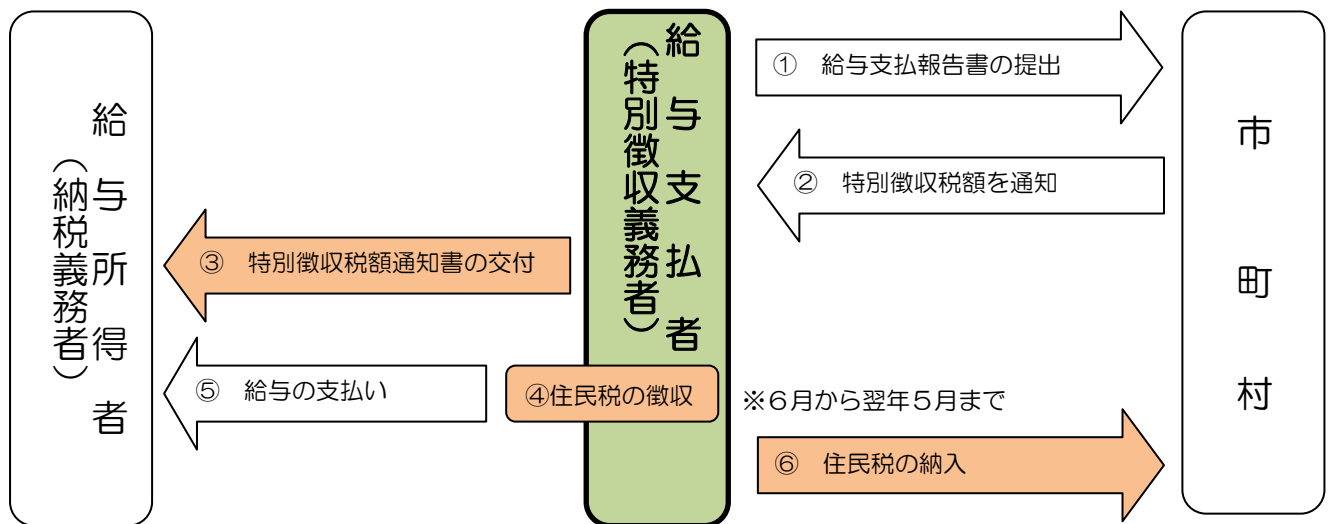
給与支払者（特別徴収義務者）が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月給与を支払う際に、給与所得者（納税義務者）が納めるべき住民税額を差し引いて、給与所得者に代わって納入する制度です。

2 特別徴収義務者とは？

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者をいいます。

特別徴収義務者は、市町村から通知する特別徴収税額の通知書に基づき、定められた住民税額（月割額）を毎月の給与から差し引いて、翌月10日までに、市町村に納入していただきます。

3 住民税の『特別徴収』の仕組み



【具体的な事務】

- ① 住民税の特別徴収を行う場合は、毎年1月31日までに提出する「給与支払報告書（総括表）」に『特別徴収実施』の表示し、報告人員欄に実施する人数を記入してください。
- ② 市町村では、提出された給与支払報告書や確定申告書等をもとに住民税額を計算し、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）を毎年5月に送付します。
- ③ 特別徴収義務者は、特別徴収税額決定通知書の納税義務者用を納税義務者ごとに切り離し、各個人に交付してください。
- ④及び⑤ 特別徴収義務者は、毎月の給与から特別徴収税額決定通知書に基づき月割額を引き去ります。
- ⑥ 引き去りした月割額は、翌月の10日までに市町村に納入します。  
（納入する際の納入書は、5月に送付する特別徴収税額決定通知書に同封されます。）

4 納期の特例について

従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

# 住民税の『特別徴収』に関する主なQ&A

特別徴収について、よくある質問を掲載しました。

## Q1 住民税の『特別徴収』は新しい制度なのですか？

住民税の『特別徴収』は、従来から地方税法や各市町村の条例などにより定められている制度です。しかし、所得税の源泉徴収制度と比べ、皆さまにあまり知られていないことから、完全に実施されていない状況にあります。

住民の皆さまへの行政サービスを安定的に提供するためにも、後志管内市町村と後志総合振興局では、住民税の『特別徴収』制度の周知と実施に向けた取組を進めています。

## Q2 なぜ、住民税の『特別徴収』を行わなければならないのですか？ また、事務の手間が増えるではありませんか？

地方税法（第321条の4）及び各市町村の条例により、原則、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、従業員の住民税を『特別徴収』しなければなりません。

また、所得税の源泉徴収は事業主が税額の計算をしなければなりません。住民税は市町村が税額を計算し、事業主は市町村から通知された税額を毎月の給与から引き去りして納めていただくだけです。

## Q3 住民税の『特別徴収』を実施した場合、何かメリットがあるのですか？

住民税の『特別徴収』を実施することで、次のようなメリットがあり、従業員の納税の便宜を図ることができます。

事業主の皆さまには、是非、住民税の『特別徴収』の実施をお願いします。

- ① 「納期が年12回になるので、普通徴収の年4回（6月・8月・10月・1月）に比べ、1回当たりの納税額が少なく済む。」（年4回の普通徴収の納期は、市町村により異なります。）
- ② 「納期ごとに金融機関などに赴く必要が無くなる。」
- ③ 「住民税の納め忘れがなくなる（延滞金の心配をしなくて済む。）」

住民税の『特別徴収』を行う場合の手続きなどの詳しいことは、  
従業員の方の住所地の各市町村（住民税担当課）にお問い合わせください。

小樽市役所	市民税課	0134-32-4111	倶知安町役場	税務課	0136-56-8003
島牧村役場	住民課	0136-75-6211	共和町役場	税務課	0135-73-2011
寿都町役場	財政課	0136-62-2512	岩内町役場	税務課	0135-62-1011
黒松内町役場	住民課	0136-72-3312	泊村役場	財政課	0135-75-2021
蘭越町役場	税務課	0136-57-5111	神恵内村役場	財政課	0135-76-5011
二セコ町役場	税務課	0136-44-2121	積丹町役場	税務課	0135-44-2111
真狩村役場	税務課	0136-45-3611	古平町役場	財政課	0135-42-2181
留寿都村役場	税務課	0136-46-3131	仁木町役場	財政課	0135-32-2512
喜茂別町役場	住民課	0136-33-2211	余市町役場	税務課	0135-21-2115
京極町役場	税務課	0136-42-2111	赤井川村役場	総務課	0135-34-6211

※ 個人道民税に関するお問い合わせ先  
後志総合振興局 0136-23-1333  
後志総合振興局小樽道税事務所 0134-23-9441